

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第3編 各災害に係る個別事項



# 第1部 風水害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1章 災害予防



# 第1節 気象情報等収集体制

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項  
第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部

【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)

【関係機関・関係者】 県(防災局)

## 1 計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台、新潟県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

## 2 市の気象情報収集伝達体制

### (1) 気象情報の収集体制

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により気象情報の早期収集に努める。

- (国) 「川の防災情報」による河川情報収集  
信濃川情報提供システムによる河川情報収集  
新潟地方気象台の注意報、警報及び気象予報の収集
- (新潟県) 新潟県河川防災情報システムによる河川情報収集  
新潟県土砂災害情報システムによる土砂災害情報収集  
新潟県雪情報システムによる降雪量予測情報の収集(※)
- (長岡市) 長岡市除雪管理システムによる降雪状況把握(※)  
気象情報観測システム(防災カメラ、雨量観測装置)(※)
- (民間) 民間気象会社による気象予報情報収集、コンサルティングサービス  
その他関係機関の気象情報の収集

※各システムの詳細は、資料編に示す。

### (2) 気象情報伝達体制

市、県及び防災関係機関は、気象情報の観測体制強化を図るとともに、伝達体制の整備充実を努め、観測情報、災害情報及び防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。

また、新潟県による気象情報等メール配信システム等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。

市民向けには、メール、SNS、ホームページ等を利用した情報公開を図るよう努める。

## 第2節 水防対策

【関係部局】 ○土木部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、消防本部

【関係機関・関係者】 県(防災局、土木部)、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、消防団、建設業等事業者(団体)

### 1 計画の方針

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、国、県及び市は、河川管理者及び水防管理者として、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

### 2 各主体の責務及び業務の内容

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

ア 日頃から、「自らの命は自らが守る」意識の下、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者又は消防機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

##### ② 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、地域の協力体制を整備する。また、災害時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に避難行動を行う。

##### ③ 企業等事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

##### ④ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

#### (2) 県の役割

##### ① 水防計画の策定

ア 豪雨、洪水又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って水防計画を策定する。

イ 県内の水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

- ② 指定水防管理団体の指定  
水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
  - ③ 水防資機材  
緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び各団体と協力して、資機材の整備を図る。
  - ④ 重要水防箇所への調査及び水防管理団体との合同巡視  
浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査して必要に応じ見直しを行うとともに、水防管理団体や消防団等と合同巡視を行い確認する。
  - ⑤ 情報伝達訓練及び水防演習  
緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、市と合同で実施する。
- (3) 国の役割**
- ① 水防資機材  
緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び各団体と協力して、資機材の整備を図る。
  - ② 重要水防箇所への調査及び水防管理団体との合同巡視  
浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査して必要に応じ見直しを行うとともに、水防管理団体や消防団等と合同巡視を行い確認する。
  - ③ 情報伝達訓練及び水防演習  
緊急かつ適切な対応に資する情報伝達訓練及び水防演習を県、市と合同で実施する。
- (4) 市の役割**
- ① 水防対策
    - ア 消防団等により水防組織を整備する。
    - イ 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
    - ウ 河川及び砂防施設等について、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備する。
    - エ 水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防  
第2節 水防対策

- ② 水防協力団体の指定  
公益法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等で、水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定する。
- ③ 消防団等の育成強化
  - ア 平時から消防団の研修や訓練の計画的な実施や広報活動等により、組織の充実と技術の習熟に努める。
  - イ 自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する定期的な研修や訓練を実施して、組織の強化に努める。
  - ウ 毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。
- ④ 防災施設の整備  
水防活動の拠点となる水防倉庫等の防災施設の整備に努める。
- ⑤ 水防資機材の備蓄  
災害時に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、適切な保守管理に努める。
- ⑥ 地下街等の浸水被害軽減  
地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場における浸水被害軽減のため施設管理者と連携した情報伝達、避難体制の整備を図る。また、避難確保計画・浸水防止計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置等、各施設の自主的な避難確保、浸水防止の取組の促進を図る。
- ⑦ 災害発生時の処置  
堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。
- ⑧ 予想される水害の危機の周知等  
洪水浸水想定区域が指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水害の危険を市民等に周知する。
- ⑨ 要配慮者に対する配慮  
要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。
- ⑩ 積雪地域での対応  
雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防体制を整備しておく。

(5) 消防団の役割

受け持ち区域内の河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、当該管理者へ連絡する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

## 第3節 長岡方式の避難行動

【関係部局】○危機管理防災本部(危機対策班)

【関係機関・関係者】県(防災局)、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所

### 1 計画の方針

大雨等により、信濃川が氾濫した場合、市内の広い範囲が浸水し、甚大な被害が発生することが想定される。そのため、市は「長岡方式の避難行動※」の促進、環境整備を実施し早期避難・確実な安全確保に努める。

※長岡方式の避難行動

「浸水しない場所への車などでの避難や、安全が確保できる場合は自宅の上の階への避難を優先的に考え、それができない場合は、市が浸水想定区域内に開設する避難場所へ避難する」という避難の方式。令和元年東日本台風(台風第19号)からの教訓により、信濃川氾濫の大規模水害では、市の避難場所だけでは浸水想定区域内に住む市民全員を受け入れられないことを踏まえて、令和2年6月に定めたもの。

### 2 各主体の責務と業務の内容

#### (1) 市の役割

市は、信濃川上流の水位が上昇し氾濫のおそれがある場合、避難情報を発令する前の警戒レベル2以下で市独自の信濃川早期警戒情報を発表し、早期の避難準備・避難行動を促すよう努める。

また、信濃川早期警戒情報等の発表時は速やかに災害対応を実施できるように、非常配備体制を構築するとともに、避難情報等の内容に基づき、避難場所を開設する。

#### (2) 市民の役割

市民は、信濃川早期警戒情報等が発表された場合、下記の内容に基づき、早期に避難行動を実施する。

基本的な避難行動(①又は②の行動)		①②が困難である場合
①洪水ハザードマップで自宅が水に流されて倒壊するおそれがなく、上の階が浸水せず安全と判断できた場合は、自宅の上の階へ避難。	②浸水しない場所へ車などで避難。 避難先は、浸水しない知人・親戚宅、市が浸水想定区域外に開設する避難場所、車中避難場所。	さらに水位が上昇し、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、市が浸水想定区域内に開設する上の階に避難できる避難場所へ徒歩で避難。

(3) 地域の役割

① 市民の役割

相互の協力の下、自主防災組織等の組織的な活動により長岡方式の避難行動を实践できるように、平時から自宅周辺の浸水状況や、避難先の確認を実施する。

② 企業等の役割

地域社会の一員として、要配慮者等の避難支援や避難場所の提供等、地域の避難対策への協力を努める。

(4) 信濃川早期警戒情報の発表

① 判断基準

警戒情報の発表は、下記のいずれかを満たした場合に、信濃川河川事務所の水位情報、气象台等の気象見込み及び各種情報（洪水予報、水防警報等）を踏まえて総合的に検討し、発表を判断する。

ア 信濃川・長岡観測所で「氾濫注意水位」（20.00m、警戒レベル2相当）到達が見込まれ、さらなる水位の上昇が見込まれる場合

イ 警戒レベル1相当であっても、上流（長野県・立ヶ花観測所、十日町観測所等）で「避難判断水位」に到達した場合や、長野県に大雨特別警報が発令されるなど上流で「避難判断水位」到達が見込まれる場合

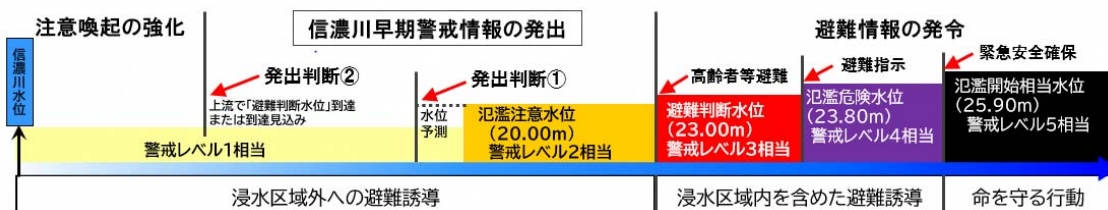
※ 発表が夜間等になる場合は、他の観測地点の水位状況などを踏まえて早めに判断する。

② 発表対象地区

信濃川の浸水想定区域（長岡、中之島、越路、三島、和島、寺泊、与板、川口各地域の一部）を対象とする。

③ 発表等の流れ

信濃川早期警戒情報の発表及び避難情報の発令は、下記を目安とする。



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1節 気象情報等の収集・伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地本部事務局  
【関係機関・関係者】 県(防災局)、国(新潟地方気象台)

## 1 計画の方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

## 2 各主体の責務

### (1) 市民の役割

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

### (2) 市の役割

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、新潟地方気象台、県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

### (3) 県の役割

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報の通知を受けたときは、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

### (4) 国の役割

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその事項を関係機関に通知しなければならない。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

### 3 業務の内容

#### (1) 特別警報、警報、注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

※各情報の長岡市における発表基準は、気象庁ホームページを参照

#### (2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する〇〇\*気象情報」（※〇〇には「全般」「北陸地方」「新潟県」のいずれかが入る）という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇\*気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけが行われる。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

##### ① 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することが

できる。なお、土砂災害警戒情報は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

② 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

③ 竜巻注意報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

④ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 気象情報等の収集・伝達

域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

#### ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ・流域雨量指数の予測値：

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

#### ⑤ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### (3) 警報、注意報等の伝達

一般の利用に適合する警報、注意報等の伝達

ア 県は、新潟地方気象台が気象警報等を発表、切替え、解除したときは、専用通信施設により、市へ速やかに伝達する。

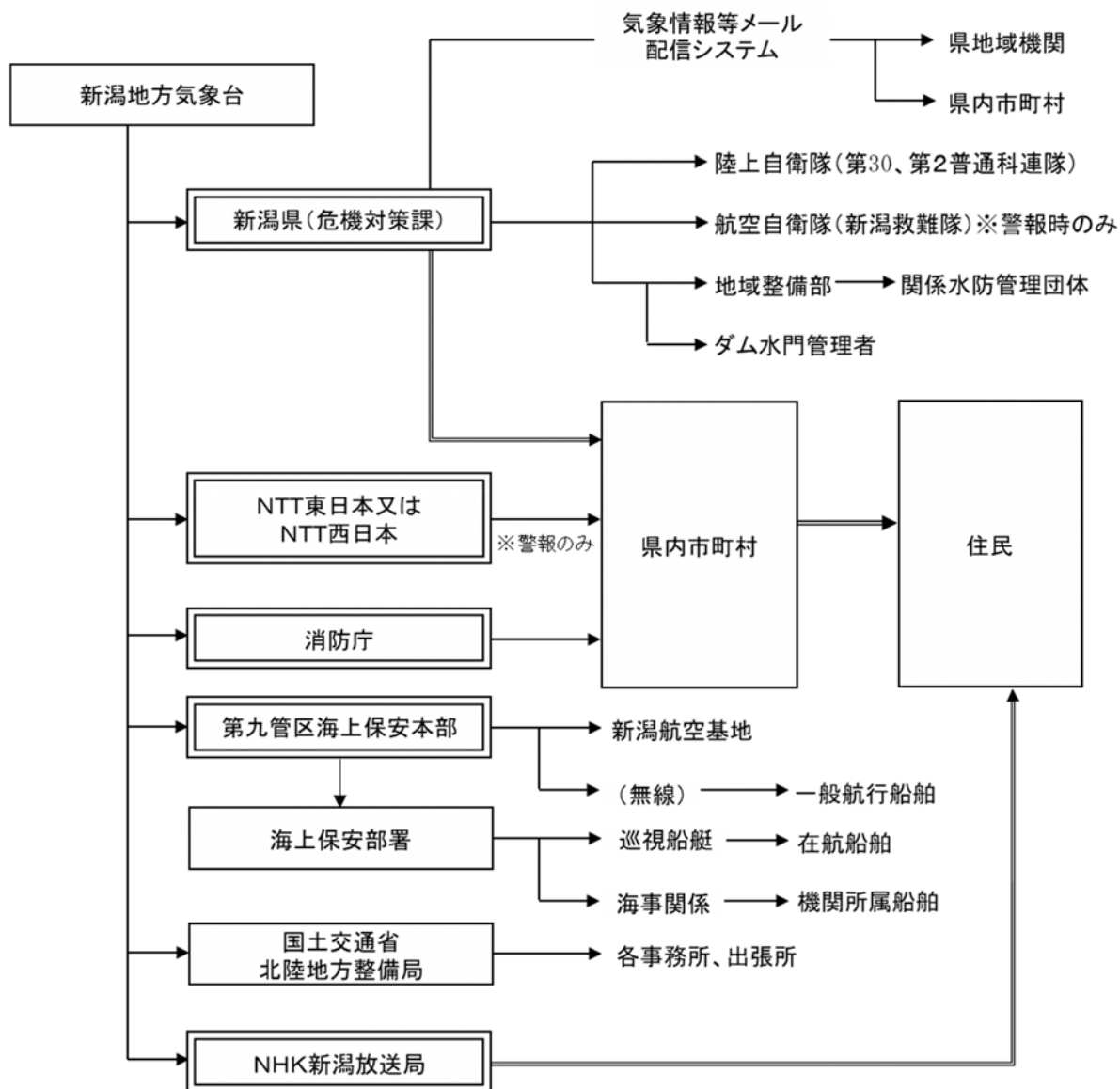
イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知する。

- ウ その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する。
- エ 市は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第2章 災害応急対策  
 第1節 気象情報等の収集・伝達

その伝達系統は次のとおりとする。



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(4) 異常現象発見時における措置

① 異常現象の種別

- ア 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- イ 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ウ 異常潮位：天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- エ 異常波浪：海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- オ なだれ：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- カ その他異常なもの

② 通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察又は新潟海上保安部に通報する。
- イ 通報を受けた警察又は新潟海上保安部は、その旨市長に通報する。
- ウ イにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
  - (ア) 新潟地方気象台又は測候所所在の市は当該機関
  - (イ) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
  - (ウ) 当該災害に関係する隣接市町村
- エ 警察署長は、その旨を直ちに市長その他の関係機関に通報する。

(5) 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

新潟地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。

通報基準は、新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

② 火災警報

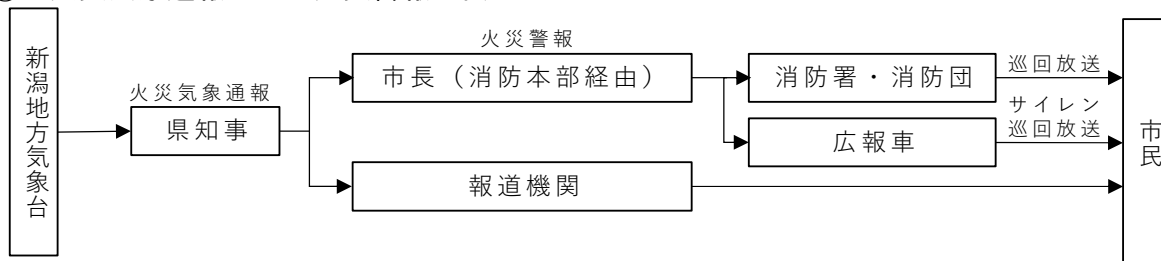
市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、前項の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

第1編 総則的事項							
第2編 各災害に係る共通事項							
第3編 各災害に係る個別事項	<table border="1"> <tr> <td>第1部</td> </tr> <tr> <td>第2部</td> </tr> <tr> <td>第3部</td> </tr> <tr> <td>第4部</td> </tr> <tr> <td>第5部</td> </tr> <tr> <td>第6部</td> </tr> </table>	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部
第1部							
第2部							
第3部							
第4部							
第5部							
第6部							

第2章 災害応急対策  
第1節 気象情報等の収集・伝達

③ 火災気象通報並びに火災警報の伝達



(6) 水防警報等の取扱い

水防警報等の取扱いは、第3編第2章第2節「洪水予報・水防警報の伝達」に定めるところによる。

## 第2節 洪水予報・水防警報の伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対土木部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県(防災局、土木部)、県警察本部、国(信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、新潟地方气象台)、陸上自衛隊、放送事業者

### 1 計画の方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

### 2 各主体の責務

#### (1) 市民の役割

「自らの命は自らが守る」という意識の下、市が伝達する避難情報や、その他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にする等して自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

#### (2) 市の役割

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように、国、県等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは関係者に通報し、水防上必要があるときは消防団及び消防機関を準備又は出動させる。

#### (3) 国・県の役割

##### ① 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

##### ② 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知

## 第2章 災害応急対策

### 第2節 洪水予報・水防警報の伝達

する。

また、国は、県の求めに応じ、取得した洪水予報河川の予測水位情報を県及び気象庁に提供するものとする。

#### ③ 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

#### ④ 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報が発せられたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市、その他水防関係機関に通知する。

#### ⑤ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

## 3 業務の内容

### (1) 市の水防活動

#### ① 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### ② 避難指示等の発令

国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の水防情報、気象情報等に基づき、市民に対する避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

#### ③ 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を関係者に通報する。

#### ④ 消防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水防上必要があると認めるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

### (2) 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象情報は、気象等の予報に係る台風、その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報、警報に先立って注意を呼びかけ、注意報、警報が発表されている間に気象状況の経過や予想、防災上の注意を解説するた

め、新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

また、指定河川を対象とする洪水予報は、それぞれ河川を指定する国、県の機関と新潟地方気象台が共同で発表する。

種類		発表基準	
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	// 高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	// 洪水注意報と同じ
	指定河川の洪水注意報	**川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮警報	// 高潮警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報	// 洪水警報と同じ
	指定河川の洪水警報	**川氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
		**川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達
**川氾濫発生情報		氾濫の発生	

(注)

- 1 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の用語は用いない。
- 2 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- 3 1つ又は2つ以上の注意報、警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報、警報を行った場合は、前に行われた注意報、警報は後で行われた注意報、警報に切り換えられたものとし、注意報、警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

**(3) 水防法に定める洪水予報**

水防法第10条の規定により、国土交通大臣及び気象庁長官が発した洪水予報の通知を受けた場合は、第2編第2章第6節「広報・公聴活動」に定める伝達方法により、速やかにその情報及び円滑な避難の確保を図るために必要な事項等を、市民等に周知するものとする。

**(4) 要配慮者に対する配慮策**

市は、国、県等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者等への高齢者等避難（警戒レベル3）発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第2章 災害応急対策

### 第2節 洪水予報・水防警報の伝達

#### (5) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

# 第3節 水防活動

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○災対土木部、災対消防部

【支所】災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、県警察本部、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、自衛隊、消防団、水防協力団体

## 1 計画の方針

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等がこれを警戒、防御し、災害による被害を軽減するための水防活動について定める。

なお、水防活動については、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

## 2 各主体の責務

### (1) 市民の役割

ア 水防管理者（市長）、消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

イ 堤防その他の施設が決壊又は決壊のおそれのある箇所を発見したときは、国、県、市又は消防機関に直ちに連絡する。

### (2) 市の役割

豪雨、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防について、水防管理者として十分に果たすべき責任を有する。

### (3) 国・県の役割

豪雨、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。

水防管理団体から要請があったときは、大型資機材の運搬及び設置、排水ポンプ車の配備等について、できるかぎり速やかに支援を行うものとする。

また、豪雨、洪水又は高潮等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施できるものとする。

### (4) 消防団の役割

河川管理者や市と連携しながら、被害を未然に防止し、また被害の拡大を防ぐため、水防活動を行うものとする。

なお、活動の際は消防団自身の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

### 3 業務の内容

#### (1) 長岡市の水防体制

気象の予警報の内容及び風水害被害の状況に応じて必要と認められるときは、市は消防団を出動、又は出動の準備をさせるものとする。

#### (2) 消防団の非常配備

水防管理者が消防団に発する配備指令は、おおむね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者は状況把握するとともに、団員を待機させ、次の段階に入り得る態勢を整備する。	水防に関係ある気象の予報で注意報、警報が発表されるような状況の場合
準備	消防団長は、水防上重要な箇所及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	消防団の全員が、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり出動の必要を認めたとき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- イ 水位周知河川について、水防情報が発せられた場合
- ウ 知事から緊急に配備指示があったとき

#### (3) 浸水区域、土砂災害警戒区域等の警戒

消防団は、洪水等の災害から市民の安全を守るため、次の箇所等を巡視し、警戒にあたる。異常を発見したときは、当該管理者へ連絡して必要な措置を求めるとともに、水防作業を実施する。

##### ① 河川施設

- ア 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害を生じた箇所
- ウ 地形地質上の弱堤箇所
- エ 土地災害防止の観点からの弱堤箇所
- オ 二次被害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

##### ② 海岸施設

- ア 過去に高潮や高波被害を生じた箇所
- イ 二次被害防止の観点からの低標高箇所
- ウ 主要河川構造物の設置箇所

③ 土砂災害警戒区域等

- ア 土砂災害（特別）警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）
- イ 砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）
- ウ 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区）
- エ 雪崩（なだれ）危険箇所
- オ 各種災害防止施設（治山・砂防・雪崩防止 等）

(4) 水防作業

消防団は、異常を発見したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、適切な工法で作業を行う。水防作業は、従事者が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

市は、必要と認められる場合に、大型資機材の運搬及び設置、排水ポンプ車の配備等について、国や県へ協力を要請する。

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防吏員及び消防団員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(6) 市民に対する避難指示等

市長に、その命を受けた市職員又は水防従事者は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

市民に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察、自衛隊等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

(7) 決壊・越水の通報及びその後の措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係機関（所轄の国土交通省河川事務所長、県地域振興局長、警察署長）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

市長及び消防機関の長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

事前避難（高齢者等避難）	暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがある場合に、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。
緊急避難（避難指示）	暴風雨、洪水、又は地すべり等が発生し又は著しく危険が切迫していると認められる場合に、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第2章 災害応急対策

### 第3節 水防活動

#### (8) 消防団の非常配備の解除

河川水位が氾濫危険水位以下に下降し、水防活動の必要がなくなったと認めるときは、消防団の非常配備を解除する。

#### (9) 要配慮者に対する配慮

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

#### (10) 積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。



# 第2部 土砂災害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1節 土砂災害予防

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、農林水産部、都市整備部、土木部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部)、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、新潟県砂防ボランティア協会、治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

## 1 計画の方針

市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

## 2 各主体の責務及び業務の内容

### (1) 市民・企業等の役割

#### ① 市民の役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく国・県、市、消防署又は警察署へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難路・避難場所について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

#### ② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるよう、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

#### ③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

### (2) 国・県の役割

#### ア 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

- (ア) 保安林の指定及び整備
- (イ) 治山事業の実施

## 第1章 災害予防

### 第1節 土砂災害予防

- イ 砂防事業の実施
- ウ 地すべり対策事業の実施
- エ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- オ 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知
- カ 土砂災害警戒情報の発表（警戒レベル4相当情報）
- キ 土砂災害関連情報システムの整備
- ク 情報伝達体制の整備
- ケ 市の防災体制整備への支援
- コ 住宅の移転促進
- サ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - (ア) 基礎調査の実施及び結果の公表
  - (イ) 土砂災害警戒区域における対策
  - (ウ) 土砂災害特別警戒区域における対策
    - ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可
    - ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
    - ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
    - ・勧告等による移転者への融資、資金の確保
- シ 地すべり防止区域の状況把握
- ス 専門技術ボランティア等の活用
  - (ア) 治山防災ヘルパーの活用
  - (イ) 砂防・治山ボランティアとの協働
- セ 土砂災害緊急調査実施体制の整備

国及び県は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。
- ソ 二次災害の予防
  - (ア) 迅速な応急対策への備え
  - (イ) 土砂災害警戒区域等の調査点検
  - (ウ) 土砂災害警戒区域等の応急対策
  - (エ) 二次的な土砂災害への対策
- タ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を踏まえた対応

### (3) 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(4) 市の役割

- ① 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知  
土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。
- ② 情報伝達体制の整備
  - ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。
  - イ 緊急時の伝達媒体の整備に努める。
  - ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - ア 新潟県土砂災害情報システムにより、土砂災害警戒区域等ごとに情報の収集を行う。避難指示等の避難情報、予警報の発令の伝達経路は、第3編第1章第1節「気象情報等収集体制」に定める。避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項については、本編のそれぞれの対策で定めるとともに、その事項を土砂災害ハザードマップに記載、配布し、市民に周知するよう努める。
  - イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等、避難路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
  - ウ アにおける土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。  
あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- ④ 住宅の移転促進  
各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から守るため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅若しくはがけ地に接近する住宅の移転促進を図る。
- ⑤ 避難指示等の発令基準の設定  
土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。  
また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防  
第1節 土砂災害予防

をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

⑥ 地すべり巡視員の設置

県から地すべり防止区域の巡視業務が委託された場合において、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

⑦ 要配慮者に対する配慮

ア 平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

イ 平時から指定避難所等の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。

エ 上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

オ 上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

⑧ 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

⑨ 危険区域等の法指定及び施設等の整備促進

一定行為の禁止・制限を行うための関係法にもとづく指定及び対策施設の整備促進を国及び県に対し働きかける。

ア 土砂災害警戒区域等の法指定

土砂災害警戒区域等について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法にもとづく指定を国及び県に対し働きかける。

法律	適用
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域

イ 砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムや新規指定された箇所について、国及び県に対し整備促進を働きかける。

ウ 地すべり防止施設

緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備要望するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等による防止工事の促進を国及び県に対し働きかける。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、国や県と連携し防止施設の点検を定期的実施する。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

要対策箇所が多く整備率が低いことから、重点的な施設の整備促進を国及び県に対し働きかける。また、小規模急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。

オ 山地災害の予防

山地の災害予防のため、治山施設等の整備促進を国及び県に対し働きかける。

(ア) 保安林の指定及び整備山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 治山施設の整備山地災害危険区域において、定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

⑩ 盛土による災害の防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

なお、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

(5) 施設管理者

施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第2節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)

【関係機関・関係者】 県(土木部、防災局)、国(北陸地方整備局、新潟地方気象台)、県警察本部

### 1 計画の方針

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令し、とるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

### 2 各主体の責務及び業務の内容

#### (1) 市の役割

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にする等、とるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。

ア 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ 避難指示等の発令基準の設定においては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

#### (2) 市民の役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 国及び県の役割

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージしやすいようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

【土砂災害緊急情報】

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

【土砂災害警戒情報】

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

① 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

② 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市に通知する。
- ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。  
なお、土砂災害警戒情報は、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する情報である新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1節 土砂災害・斜面災害応急対策

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対農林水産部、災対土木部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、県警察本部、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、北陸地方防災エキスパート、(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会

## 1 計画の方針

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

## 2 各主体の責務及び業務の内容

### (1) 土砂災害等の調査

#### ① 国、県、市の役割

- ア 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- イ 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

#### ② 国、県の役割

- ア 被災概要調査結果及び状況の推移を、市を含めた関係機関等に連絡する。
- イ 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。

#### ③ 市の役割

- ア 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

### (2) 応急対策工事の実施

#### ① 国、県、市の役割

- ア 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 土砂災害・斜面災害応急対策

法により実施する。

イ ワイヤセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

#### (3) 避難指示等の実施

##### ① 国、県の役割

ア 迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

##### ② 市の役割

ア 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難指示等の発令が必要となるような災害発生が予想される場合は夕刻時点で発令する。

また、夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

ウ 指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険なおそれがある場合等において、危険な場所にいる居住者等に緊急安全確保を発令する。

エ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

#### (4) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

#### (5) 積雪地域での対応

市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

## 第2節 治山・砂防施設等の応急対策

【関係災対部】 ○災対土木部、災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

### 1 計画の方針

治山、砂防等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

### 2 各主体の責務

#### (1) 市民の役割

治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく国、県、市、消防署、又は警察署へ連絡する。

#### (2) 市の役割

住民等から治山・砂防施設被災の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、施設管理者へ連絡する。市が管理する施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。また、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

#### (3) 国・県の役割

災害による治山・砂防施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、市及び関係機関との緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

大規模な土砂災害が急迫している状況においては、国又は県が緊急調査を実施し、避難指示等の判断に資するため、「土砂災害緊急情報」を市へ通知し、一般へ周知する。

#### (4) 関係機関の役割

国・県・市と緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

### 3 業務の内容

#### 降雨等により土砂災害が発生した場合

##### (1) 土砂災害等の調査

- ア 国・県・市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認するとともに、相互に情報共有を図る。
- イ 国・県・市は、被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- ウ 国・県・市は、被害拡大の可能性が低い場合、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 国・県は、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施し、土砂災害防止法第29条に基づき結果を土砂災害緊急情報として、市に通知する。  
市は、土砂災害緊急情報及び被害概要調査結果等を関係住民等に連絡する。

##### (2) 応急対策工事の実施

- ① 国・県・市は被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- ② ワイヤセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報機の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

#### 地震により土砂災害が発生した場合

##### (1) 災害の未然防止

- ① 点検・巡視  
震度4以上の地震が発生した場合、各施設の管理者は、地震による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。
- ② 異常を発見した場合の措置  
点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。
  - ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
  - イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

##### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

- 点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携の下に、次により応急措置を実施する。

- ① 治山施設
- ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
  - イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。
  - ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
  - エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。
- ② 砂防施設等
- ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
  - イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。
  - ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (3) 被災施設の応急復旧
- 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。
- (4) 住民に対する広報等
- 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等へ周知する。
- 災害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。
- (5) 避難指示等の実施
- ア 国・県は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。
  - イ 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。
  - ウ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第2章 災害応急対策

### 第2節 治山・砂防施設等の応急対策

#### (6) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織等と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

#### (7) 土砂災害緊急調査の実施

大規模な土砂災害が急迫している状況において、避難指示等の発令の判断に資するため、国・県は次のとおり調査及び情報提供を行う。

ア 現地を詳細に調査し、被害が及ぶおそれのある土地の区域・時期を想定する

イ 連絡会議を開催し、市や関係機関へ調査結果を報告する。

ウ 調査結果に基づき「土砂災害緊急情報」を市へ通知し、一般へ周知する。

#### (8) 積雪地域での対応

ア 市は、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織等と連携し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第3部 雪害対策



# 第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1節 雪害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

## 【関係部局】

○土木部、財務部、危機管理防災本部(危機対策班)、地域振興戦略部、福祉保健部、都市整備部

【関係機関・関係者】 県(土木部)、長岡国道事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)

## 1 計画の方針

市及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

## 2 各主体の責務及び業務の内容

### (1) 市及び防災関係機関の役割

#### ① 交通確保

市及び国、県、関係機関における道路管理者(以下「道路管理者」)は、積雪期における除雪体制等を整備し、交通確保を図る。

道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスクをあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。(国・高速道路)

#### ア 道路管理者相互の連携

道路管理者は、積雪期の円滑な交通確保のため道路除雪計画を策定する。また、「長岡市道路除雪会議」において、道路管理者は相互に連携し調整を図る。

短期間の集中的な除雪時においても、人命を最優先に、幹線道路等の大規模な車両滞留の回避や、速やかな交通の回復を図るため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練を実施するなど除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

#### イ 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消

大雪の発生が事前に予想される場合は、道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら、不要不急の出控えや在宅勤務の推進など行動変容につながる呼びかけを行うとともに、事前に周知・広報した上で予防的な通行規制を実施すること等により、大規模な交通障害が発生しないよう努める。(国・高速道路)

また、短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン(段階的な行動計画)に基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。

#### ウ 大規模な車両滞留発生時の対応

大規模な車両滞留が発生した場合は、関係機関が連携し、速やかな乗員保護活動を行うとともに、集中的な除雪の実施など、交通障害の早期解消に努める。

第1章 災害予防  
第1節 雪害予防

また、大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための資機材の配備などのほか、乗員の保護や滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努める。

エ 車道交通確保

各道路管理者の除雪計画は次のとおり。

道路区分	道路管理者	除雪計画
国管理道路	北陸地方整備局 長岡国道事務所	国道除雪計画
県管理道路	新潟県 地域振興局地域整備部	冬期道路交通確保計画
市管理道路	長岡市 土木部道路管理課 各地域事務所	長岡市道路除雪計画
高速道路	東日本高速道路株式会社 新潟支社長岡管理事務所	雪氷要領

オ 歩道交通確保

「雪みち計画」に基づき、歩行者空間の確保を図る。

カ 除雪機械の増強・維持

道路管理者は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強・維持に努める。

キ 排雪関係

(ア) 排雪場所の指定

市は、関係機関と連携し排雪場所を指定する。排雪場所は、常時排雪場と臨時排雪場を指定し、開設した場合は随時に広報を行う。（排雪場所は、資料編に示す。）

(イ) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、地域に合った除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に対して経費の補助を行う。

ク 消雪施設

道路管理者は降雪期前に、消雪パイプ等の各融雪施設等の保守点検整備を実施するとともに、降雪期間中も定期的に適切な維持管理を行う。

ケ 住民への情報発信等

道路管理者は、降雪期前に広報紙により、市民に除雪に対する協力を求めるとともに、雪害時における被害の軽減を図るため、各施設の管理者と積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な情報発信を行う。

運転者や関係団体等に対しては、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着を呼びかけ、冬道の安全走行を促進するとともに、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なもの（スコップ、砂、飲食料及び毛布等）を準備するよう啓発を行う。

コ 合同訓練

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

② 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩危険箇所への指定、周知

(ア) 雪崩危険箇所への指定

市及び県は、雪崩対策事業の効率的実施のため、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある箇所について雪崩危険箇所へ指定する。

(イ) 雪崩危険箇所の周知

市は県とともに、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩防止施設等の整備

市は国、県、関係機関とともに、雪崩防止施設等の整備に努める。

(ア) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設を設置し、雪崩災害発生の予防措置を講じる。

(イ) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備を推進し、雪崩災害発生の防止を図る。

(ウ) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の設備整備を図る。

(エ) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、降雪前に定期的に整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、パトロール等により整備・点検を行う。

③ 雪崩防止

市及び国、県、関係機関は、雪崩危険箇所のパトロール及び監視の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。

ア 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1章 災害予防

## 第1節 雪害予防

### イ 雪崩パトロールの実施

市は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪時等に随時又は時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

### ウ 市等による監視

市及び関係機関は、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、危険度合を見極めて関係者に早期に危険度予告を行うとともに、適切な措置を講ずる。

### エ 県及び警察の協力体制

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して雪崩危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

### オ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

## ④ 降積雪情報の収集

### ア 市積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

### イ 降積雪情報の定時報告

県が指定した降積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

## ⑤ 建築物雪害予防

### ア 克雪住宅の普及

市及び県は、克雪住宅の普及のため融資制度等による支援を行う。

#### (ア) 克雪すまいづくり支援事業

小国・山古志・栃尾・川口地域において、雪下ろしに伴う住民の負担、危険等の軽減を図り、冬期の居住環境の改善に寄与することを目的に、克雪住宅の建設等を行う者に建設費の一部を補助する。

イ 除雪困難世帯の除雪援助

自力での屋根雪処理が不可能な除雪困難世帯等に対して、除雪費の助成をするとともに、これらの世帯の除雪に当たっては、地域の連帯、相互扶助体制の確立に努める。

ウ 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

(ア) 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

(イ) 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

エ 屋根雪処理等に関する指導

市は、屋根雪等によるトラブルを防止するため、「長岡市建築物の屋根雪処理に関する指導要綱」に基づき、指導する。

また、広報紙、チラシ等により市民に雪処理中の事故防止を呼びかける。

⑥ 克雪事業の推進

市及び国、県は相互に連携し、克雪事業を推進するとともに、雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

⑦ 雪処理の担い手の確保

市、県及び関係機関は、過疎・高齢化や、豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保に当たり、連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

⑧ 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

市は、除雪作業に伴う事故防止について啓発に努めるほか、地域の実情に応じて、町内会や自主防災組織等が中心となり、地域住民等が日時を決めての一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

⑨ 空家の雪処理

「長岡市空家等の適切な管理に関する条例」等に基づき、空家が管理不全な状態となることを未然に防ぐとともに、既に管理不全な状態となり、積雪等による倒壊で他に被害を与えるおそれのあるものについては、所有者に対する助言等によって適切な管理を促す。

また、緊急に危険を回避する必要がある場合には、必要な対応を実施する。

⑩ 除雪作業中の事故防止対策

県及び市は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 第1章 災害予防

### 第1節 雪害予防

さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1節 雪崩発生時応急対策

【関係災対部】 ○災対土木部、本部事務局(防災政策班、危機対策班)、災対消防部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、長岡国道事務所、東日本旅客鉄道(株)

## 1 計画の方針

市及び国、県、関係機関は、雪崩発生危険箇所(以下「危険箇所」という)のパトロール及び、事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

## 2 業務の内容

### (1) 危険箇所の警戒

#### ① 道路・鉄道の危険箇所の査察

道路・鉄道の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

#### ② 雪崩パトロールの実施

市は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪時等に随時又は時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

#### ③ 市による監視

市及び関係機関は、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。

また、危険度合を見極めて、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講ずる。

#### ④ 県及び県警察の責務

県は、雪崩災害が発生するおそれのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市及び市民に提供する。

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 雪崩発生時応急対策

#### ⑤ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

### (2) 事前回避措置

#### ① 住民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

#### ② 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

### (3) 雪崩発生時の応急措置

#### ① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、関係機関へ状況を報告する。

イ 市は、住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

#### ② 道路・鉄道等施設等の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

#### ③ 孤立集落住民の救助

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

④ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第4部 震災対策



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1章 災害予防

# 第1節 複合災害時の対策

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班)

【関係機関・関係者】県(防災局、土木部)

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項  
第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部

## 1 計画の方針

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、複合災害への備えを充実する。

また、災害救助法が適用されるような積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関等は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減に努めるものとする。

## 2 積雪期の地震が与える影響

積雪期の地震及び積雪期前の中越地震の経験から、積雪が地震に与える影響としては次のことが考えられる。なお、積雪時の地震災害の事例は、資料編に示す。

### (1) 被害拡大要因

#### ① 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。長岡地震の時のように、1階部分が周囲の積雪により囲まれていたため、倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

#### ② 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

#### ③ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

第1章 災害予防  
第1節 複合災害時の対策

④ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

① 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

② 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

③ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

④ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

⑤ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

① 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の指定避難所等予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

**(4) 地震後の降雪による影響**

- ① **地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加**  
地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。中越地震直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。
- ② **屋根雪による二次倒壊の危険性**  
地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越地震において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家93棟、非住家98棟にのぼった。
- ③ **被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪**  
中越地震では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。
- ④ **除雪**  
全ての応急対策は、除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

**3 積雪期の地震対策**

**(1) 除排雪体制・施設整備等の推進**

- ① **道路の除排雪体制の強化**  
一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携の下に除排雪を強力に推進する。  
国、県及び市は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。
- ② **克雪住宅の普及等**  
屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。また、こまめな雪下しの励行等の広報活動を積極的に行う。
- ③ **除排雪施設等の整備**  
道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、地域に合った融雪施設等の整備を図るほか、地域住民による排雪活動に対して排雪経費の助成を行う。
- ④ **積雪寒冷地に適した道路整備**  
ア 国、県及び市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。  
イ 国、県及び市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防  
第1節 複合災害時の対策

⑤ 雪崩危険箇所の整備

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。中越地震直後の冬には、雪崩と土砂災害の同時発生が多発した。

国、県及び市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため雪崩防止施設の整備に努める。

⑥ 消防水利の整備

積雪期は、他の時期に比べて消防水利の確保に困難をきたすため、積雪期に対応した地上式消火栓の整備や消雪用井戸の活用を推進する。

(2) 要援護世帯に対する助成等

自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯に対して、除雪費を助成し除雪負担の軽減を図るほか、合わせて地域の助け合いによる相互扶助体制の確立に努める。

(3) 緊急活動体制の整備

① 冬期間の緊急輸送道路の確保

国、県及び市の各道路管理者は、相互に協議して積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路の確保に努める。

② 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、複数の手段による通信確保に努める。

③ 航空輸送の確保

地震による道路交通遮断により孤立する集落が発生した場合、臨時のヘリポートを設置し交通を確保する。

④ 避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、暖房器具、防寒具等についても迅速に調達し提供する。

(4) スキー客に対する対策

① リフト利用者に対する対策

感震自動停止装置の設置を図るとともに、震災時には緊急停止させ、運転細則に基づく救助要領により速やかに乗客の救助を行うものとする。

② ゲレンデにおける対策

雪崩発生危険箇所に防護柵、危険表示板等を設置する。震災時にはゲレンデを一時封鎖し、スキー客を安全な場所に誘導するとともにパトロールを強化するものとする。

- ③ ロッジ利用者に対する対策  
安全な場所及び宿泊施設等に一時避難誘導する。
- ④ 施設における対策  
施設には地震対策、非常電源の確保等を推進するものとする。
- ⑤ 連絡体制における対策  
関係機関との連絡体制を整備するものとする。

**(5) 総合的な雪対策の推進**

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

今後も市民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。具体的内容を以下に示す。

- ア 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。（克雪住宅の普及に加え、出火防止対策の徹底）
- イ 孤立可能性のある集落を中心に、自立的な防災力の向上を図る。（通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化）
- ウ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する。（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策）
- エ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。（災害時に備えた除雪機械等の整備、緊急除雪体制の整備など）

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

## 第2節 地盤災害予防

### 【関係部局】

○土木部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、農林水産部、都市整備部、消防本部

### 【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部)、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、新潟県治山防災ヘルパー、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山ボランティアセンター、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

### 1 計画の方針

市内には地盤災害危険箇所が多く点在しており、大規模な地震が起これば地盤災害により、人命、家屋、道路等の被害が発生するおそれがある。

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、その後の地震活動、降雨、融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害がある。

地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に把握し、自然条件を踏まえた土地の利用形態となっているかどうか認識し、適合していない場合には、事前に対策を実施する必要がある。

### 2 各主体の責務及び業務の内容

#### (1) 市民・企業の役割

##### ① 市民の役割

市民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、速やかに県、市、消防及び警察へ連絡する。また、土砂災害警戒区域や避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、協力して災害対応ができる地域コミュニティの形成に努める。

##### ② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

##### ③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適合しない区域は開発計画には含めないようにする。ただし、含める場合には、土砂災害防止を図るための対策工事等の必要な安全対策がなされることを前提とする。

#### (2) 国・県の役割

ア 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

イ 砂防事業の実施

- ウ 地すべり対策事業の実施
  - エ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
  - オ 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知
  - カ 情報伝達体制の整備
  - キ 市の防災体制整備への支援
  - ク 住宅の移転促進
  - ケ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
    - (ア) 基礎調査の実施及び結果の公表
    - (イ) 土砂災害警戒区域における対策
    - (ウ) 土砂災害特別警戒区域における対策
      - ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可
      - ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
      - ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
      - ・勧告等による移転者への融資、資金の確保
  - コ 地すべり防止区域の状況把握
  - サ 専門技術ボランティア等の活用
    - (ア) 新潟県治山防災ヘルパーの活用
    - (イ) 砂防・治山ボランティアとの連携
  - シ 土砂災害緊急調査実施体制の整備
 

国及び県は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。
  - ス 二次災害の予防
    - (ア) 迅速な応急対応への備え
    - (イ) 土砂災害警戒区域等の調査点検
    - (ウ) 土砂災害警戒区域等の応急対策
    - (エ) 二次的な土砂災害への対策
- (3) 防災関係機関の役割**  
 （一社）新潟県建設業協会、（一社）長岡市建設業協会は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。
- (4) 市の役割**
- ① 土砂災害警戒区域等の事前周知
 

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防  
第2節 地盤災害予防

② 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

③ 住宅の移転促進

市は、各種制度の活用により、人命・財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

④ 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

⑤ 要配慮者に対する配慮

市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等、避難路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等及び避難路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

⑦ 地すべり巡視員の設置

県から地すべり防止区域の巡視業務が委託された場合において、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

⑧ 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 土砂災害警戒区域等の危険な箇所の調査点検

市は、震度4以上の地震が観測された場合、関係機関、地元住民等の協力を得て

土砂災害警戒区域等の危険な箇所及び対策施設の点検調査を速やかに行うものとし、異常が発見された場合はただちに避難を含めた対策を講じる。

ウ 危険確認時の対策

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、必要に応じて応急対策を実施する。

エ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等の危険な箇所は植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後土砂災害が頻発した事例もあるため、地震発生後の監視を強化する。

⑨ 積雪地域での対応

市は、避難時の移動の困難を考慮し地域の自主防災組織等と連携し、避難支援活動を行うことができるよう、平時から訓練等の実施に努める。

また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施できるよう事前に協議するものとする。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1節 地震情報等の伝達

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県(防災局)、県警察本部、国(新潟地方気象台)、自衛隊、NTT東日本(株)、東日本高速鉄道(株)、日本放送協会

## 1 計画の方針

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関に速やかに伝達し、被害の軽減、災害対策の実施に役立てるものとする。

## 2 各主体の責務

### (1) 市民・企業等の役割

地震発生直後においては情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

### (2) 市・消防本部の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、町内会や自主防災組織等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

### (3) 県の役割

ア 県は、県内震度4以上の地震が発生した場合には市消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。

また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影(ヘリコプターによる画像電送を含む。)等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

ウ 気象庁から県内沿岸に「津波警報」・「大津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊、陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

### (4) 県警本部の役割

ア 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターな

第2章 災害応急対策  
第1節 地震情報等の伝達

どにより直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

**(5) 防災関係機関の役割**

大規模地震が発生した場合、それぞれの組織において被災地の情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図る。

**(6) 災害情報の共有**

県、市、消防機関、警察本部及び防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。また、災害関連情報等を集約し、市、消防機関、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

**3 業務の内容**

**(1) 地震情報の種類とその内容**

新潟地方気象台（気象庁）が発表する地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分し、長岡市は新潟県中越に含まれる。）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表

情報の種類	発表基準	内容
推計震度 分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期 地震動に 関する 観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に 関する 情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の 情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

① 地震解説資料

担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

②管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(3) 地震及び津波に関する情報の伝達

ア 県は、新潟地方気象台が「地震及び津波に関する情報」を発表したときは、専用通

第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部  
第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策  
第1節 地震情報等の伝達

信施設により市へ速やかに伝達する。

イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知する。

ウ その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する。

エ 市は、情報を受領したときは、必要に応じて住民及び所在の官公署等へ周知する。

※「地震及び津波に関する情報」発表の流れは、第3編第2章第1節「津波避難対策」に示す。

#### 4 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の地震動が予想される場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域で、長岡市は新潟県中越に含まれる。）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に放送する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合を、地震動特別警報に位置付けられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

##### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の緊急告知FMラジオ等を通じて住民に伝達される。

##### (3) 緊急地震速報を見聞きした時にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理に消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例	第1編 総則的事項
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口、階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは避難する。	
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。	
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。	

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

**(4) 普及啓発の促進**

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

**(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練**

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

## 第2節 宅地等の危険度判定

【関係災対部】 ○災対被害調査部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(被災者対策部)、被災宅地危険度判定連絡協議会(全国・新潟県)

### 1 計画の方針

市は、地震等により宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施により二次災害の防止と軽減のために、住民の安全の確保を図る。

### 2 各主体の責務及び業務内容

#### (1) 市の役割及び業務内容

- ア 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- イ 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。また、市単独での危険度判定の実施が可能かどうか決定する。
- ウ 市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- エ 市長は、宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。
- オ 市長は、判定結果の集計を行い県に報告する。
- カ 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

#### (2) 県の役割及び業務内容

- ア 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成、啓発を行う。
- イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、おおむね72時間以内に宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- ウ 知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、おおむね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。
- オ 知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

**(3) 宅地判定士の責務**

- ア 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- イ 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

## 第3節 建物の応急危険度判定

【関係災対部】 ○災対被害調査部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(被災者対策部)、全国被災建築物応急危険度判定協議会(全国・新潟県)

### 1 計画の方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

新潟県被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき、判定活動を実施する。

### 2 各主体の責務と市及び県の業務内容

#### (1) 市民・企業等の役割

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

#### (2) 市の役割及び業務内容

ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

イ 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、判定を実施する。

ウ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県の応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）に支援を要請する。

エ 判定結果の集計を行い支援本部に報告する。

オ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

カ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

#### (3) 県の役割及び業務内容

ア 実施本部の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、実施本部が実施する判定活動を支援する。

イ 被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、実施本部に情報提供する。

- エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。
- オ 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

**(4) 企業の責務**

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し安否確認を迅速に行う。

**(5) 建築士会等の建築関係団体の責務**

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

**(6) 応急危険度判定士の責務**

- ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- イ 判定士間の情報連絡に協力する。
- ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

第1編 総則的事項							
第2編 各災害に係る共通事項							
第3編 各災害に係る個別事項	<table border="1"> <tr><td>第1部</td></tr> <tr><td>第2部</td></tr> <tr><td>第3部</td></tr> <tr><td>第4部</td></tr> <tr><td>第5部</td></tr> <tr><td>第6部</td></tr> </table>	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部
第1部							
第2部							
第3部							
第4部							
第5部							
第6部							



# 第5部 津波災害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1章 災害予防

# 第1節 津波対策の方向性

【関係災対部】 ○危機管理防災本部(危機対策班) 【関係機関・関係者】 県(防災局)

## 1 地域特性

本市の沿岸部は、海岸沿いに集落が所在し、海岸道路が整備され、後背地には崖、斜面が迫る地形であるとともに、魚の市場通りや海水浴場をはじめ、多くの観光客が訪れる地域である。

## 2 津波対策の方向性

### (1) 想定される事態

#### ① 被害

- ア 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- イ 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- ウ 避難場所の孤立が予想される。

#### ② 避難情報の伝達

野外拡声器等の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。

#### ③ 避難行動

- ア 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- イ 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり、逃げ遅れが発生する危険性がある。
- ウ 観光客、釣り客の多くは、地域になじみがなく土地勘もないことから、避難の遅れが想定される。

### (2) 対策

#### ① 二次災害の防止

孤立した避難場所への支援や移送方法の検討

#### ② 避難情報伝達

- ア 多様な情報伝達体制の整備
- イ 情報の発信者から受信者まで一連の情報伝達体制の強化

#### ③ 避難

- ア 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、企業や大学、NPO等の関係団体と連携した住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- イ 避難場所の選定・見直しの実施、整備の検討

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

## 第1章 災害予防

### 第1節 津波対策の方向性

- ウ 避難路の検討
- エ 高台への避難路の整備
- オ 避難路の誘導案内方法の検討
- カ 具体的な避難路と避難先を想定した実践的な訓練
- キ 要配慮者の避難支援対策の検討
- ク 徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段の検討

# 第2節 津波防災地域づくりの推進に関する 対応方針

【関係災対部】 ○危機管理防災本部(危機対策班) 【関係機関・関係者】 県(防災局)

## 1 基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「本節において、基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

- (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- (2) 県は、津波の想定に当たり、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震度評価及び津波評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査する。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。
- (4) 津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。
  - ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
  - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

## 2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、この節において、「津波浸水想定」という。）の設定等のため、海域・陸域の地形、

## 第1章 災害予防

### 第2節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施に当たり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査（航空レーザ測量等）の成果をできる限り活用する。

#### 3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、基本指針に基づき国が都道府県に示す断層モデルによる津波浸水想定を設定し、公表する。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定する。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。
- (3) 津波浸水想定公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるとともに、設定の背景や解釈等、住民が内容を十分に理解したうえで、正しい防災行動に結びつくよう、防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成するなど、市、県で連携して、情報の適切な理解促進に取り組む。

#### 4 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、県及び市は必要な措置を講ずる。

#### 5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

- (1) 市は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下この節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、又は主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。また、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (4) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努

める。

- (5) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (6) 県及び市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (7) 市は、津波災害警戒区域内では、地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第1節 津波避難対策

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対福祉部、災対消防部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局(和島、寺泊)

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、被災者対策部)、県警察本部、国(新潟地方気象台)、バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、漁業組合、魚商組合、海水浴場組合、海岸付近に存する施設管理者

第1編 総則的事項

## 1 計画の方針

市及び関係機関は、沿岸地域において地震発生から極めて短時間に津波が来襲するおそれもあることから、「4 津波警報等の伝達」に基づき津波予報等を住民、学校、旅行者、漁業・港湾関係者、乗客及び船舶等に迅速に伝達する。

第2編 各災害に係る共通事項

## 2 基本方針

### (1) 迅速な避難

強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難に当たっては、徒歩によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるように、最適かつ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。

海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難する。

自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

### (2) 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があることに留意する。

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

**(3) 津波に関する想定及び予測の不確実性**

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所の孤立や指定避難所等自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

**(4) その他**

地震又は津波の被害により孤立した住民等を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

**3 各主体の役割**

**(1) 市の役割**

津波注意報、警報によりの確に避難指示等を行い、安全かつ効率的に住民等の避難誘導を行う。

**(2) バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、魚商組合、海水浴場組合及びその他海岸付近に存在する施設の管理者の役割**

津波発生のおそれがある場合において、利用客等を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用制限等の措置をとる。

**(3) 市民の役割**

海岸付近で強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで市が指定する指定緊急避難場所等のできるだけ高い安全な場所へ避難する。

また、避難に当たっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

**4 津波警報等の伝達**

**(1) 津波警報等の種類**

**① 大津波警報・津波警報・津波注意報**

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう、

最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体的にイメージできる表現を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策  
第1節 津波避難対策

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

② 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- (7) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (1) 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- (7) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- (1) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測された津波と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (ウ) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (エ) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策  
第1節 津波避難対策

イ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

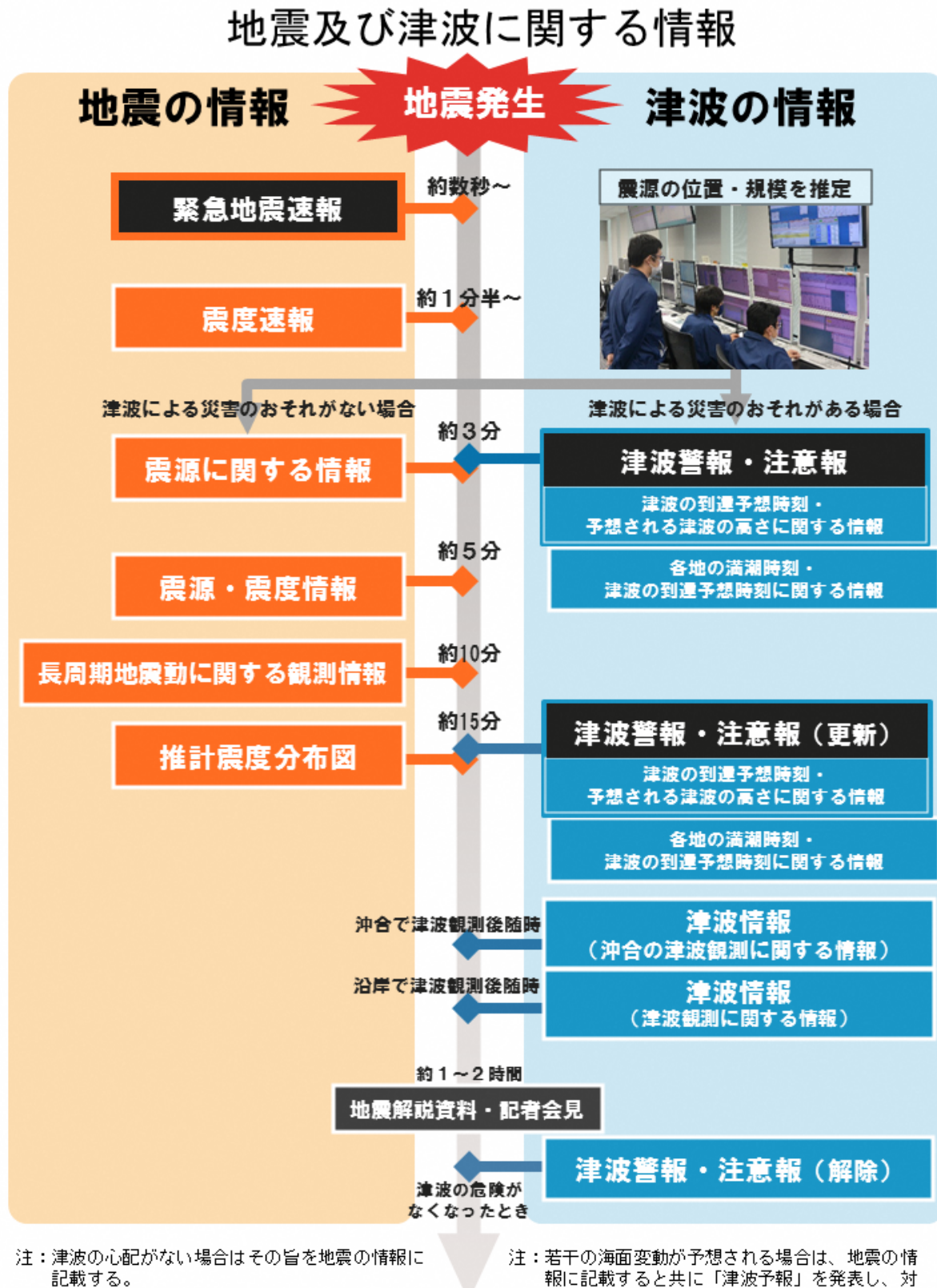
③ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

ア 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	発表内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 地震及び津波に関する情報発表の流れ



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

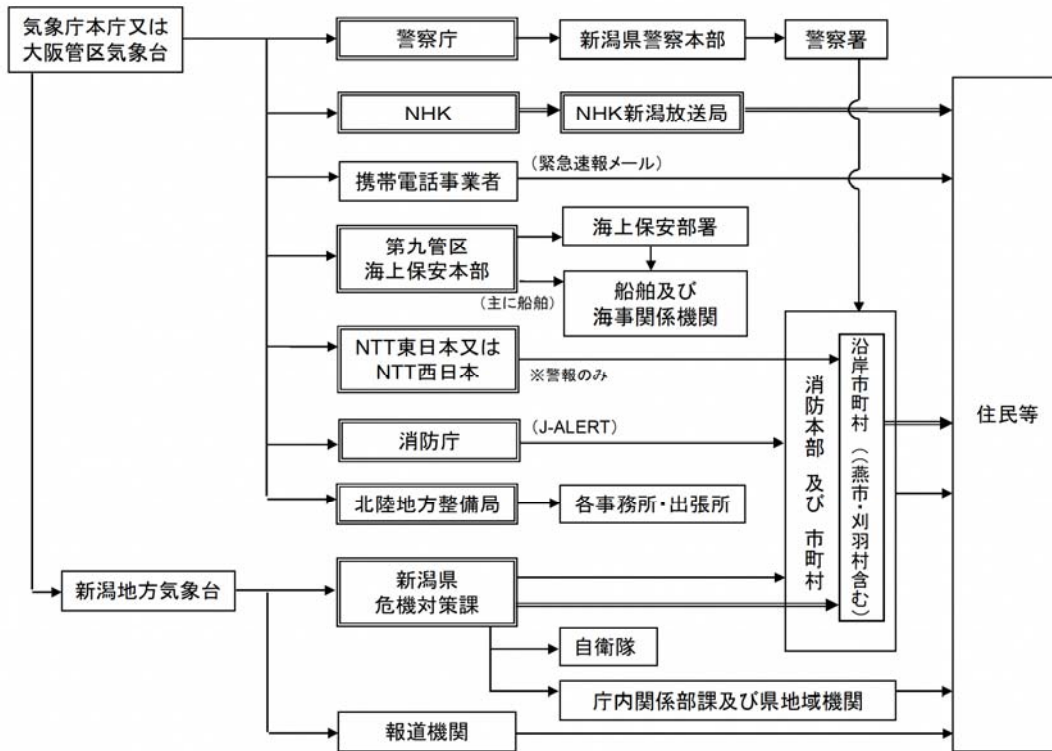
第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

(3) 津波警報等の伝達系統



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。  
注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

① 津波警報等の伝達

市は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、住民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、屋外拡声器、緊急速報メール、テレビのデータ放送（ケーブルテレビを含む。）、緊急告知FMラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

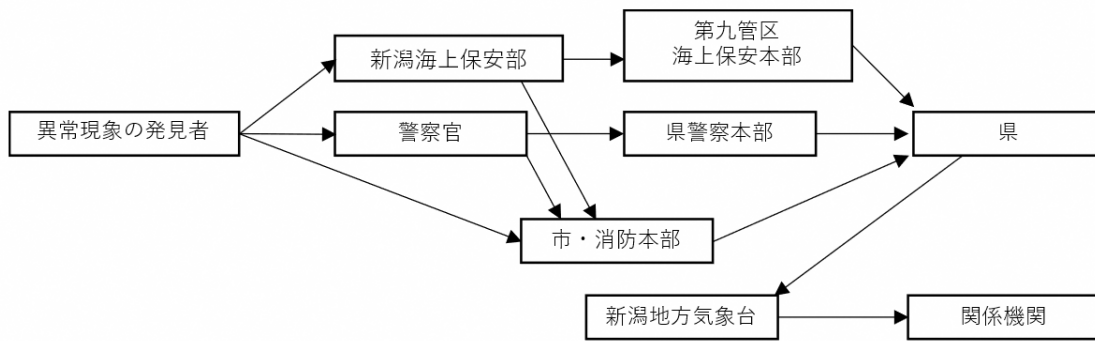
(4) 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察又は新潟海上保安部に通報する。

この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察及び海上保安庁が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

■異常現象発見者の通報系統図



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

## 5 業務の内容

### (1) 避難指示等の実施

#### ① 市

- ア 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、指定緊急避難場所等、その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。
- イ 地域の特性等を踏まえつつ、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- ウ 地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。
- エ 必要と認める地域の居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保」という。)を指示することができる。これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。
- オ 避難指示を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- カ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
- キ 避難指示等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 津波避難対策

- ク 避難指示又は緊急安全確保を指示しようとするときは、居住者等に対して、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、屋外拡声器、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビのデータ放送（ケーブルテレビを含む。）、緊急告知FMラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。
- ケ 地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- コ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

#### ② 県

- ア 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに災害の程度に関する事項を、公表するよう努める。
- イ 市が行う発令基準の策定や見直しを支援する。
- ウ 市が行う避難指示又は緊急安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。
- エ 市が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市に代わって、避難の指示等を実施する。

#### ③ その他防災関係機関等

- ア 市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察又は海上保安庁は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市に通知する。
- イ 水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫しているとき、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。
- ウ 指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をする。

#### (2) 避難誘導及び救助

- ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、待避の判断基準も定める。
- イ 市は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、

気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

ウ 市は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がける。

実施主体	対策	協力依頼先
市	適切な避難先・避難路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。	県警察、消防団、自主防災組織
県	必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、避難への協力を依頼する。	自衛隊
バス・タクシー事業者	状況に応じ、バス・タクシーの運転見合わせや安全地帯への移動を行うとともに乗客・待合客等を安全な場所に誘導する。	
旅客航路事業者	状況に応じ、港内停泊中の船舶は速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は港外に待機させるとともに、旅客・待合客等を安全な場所に誘導する。	
漁業組合	状況に応じ、港内停泊中の船舶は速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は港外に待機させる。	
魚商組合	状況に応じ、買い物客等を安全な場所に誘導する。	
海水浴場組合	状況に応じ、海水浴客等を安全な場所に誘導する。	
海岸施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限する。	

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

### (3) 避難場所の確保

#### ① 市

ア 発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

イ 浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を指定緊急避難場所として指定する。やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化を図る。

ウ 地域における避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

エ 指定緊急避難場所の開設が必要な場合、避難所運営マニュアルの定めるところにより開設する。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 津波避難対策

オ 指定緊急避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定緊急避難場所を設置し、維持することの適否を検討する。

#### ② 県

市からの報告により、指定緊急避難場所等の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

#### (4) 避難所相互の移送

指定緊急避難場所から指定避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

#### (5) 帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

#### (6) 広域避難対策

##### ① 市

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

##### ② 県

ア 県は、市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、要求を待つ時間的余裕がないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

イ 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

## 6 積雪期の対応

- (1) 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。
- (2) 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- (3) 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温かい食事の提供等に配慮する。

**7 要配慮者に対する配慮**

避難支援プランに基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者の協力を得ながら、避難・誘導に当たる。

また、要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、高齢者、障害者、乳幼児、子ども等の要配慮者を優先して実施する。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

## 第2節 水防活動計画

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対土木部、災対消防部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局(寺泊、和島)

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、国(信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、新潟地方气象台)、陸上自衛隊、放送事業者、消防団、水防協力団体

### 1 計画の方針

津波の発生は、海岸・港湾等の沿岸域はもとより、河川を遡上して内陸部まで甚大な被害をもたらすが、発生原因となる地震自体が突発的な災害であり予測が困難である。日頃から連絡体制を整備するとともに、ひとたび津波が発生した際には、関係機関は迅速かつ適切な情報の伝達に努め、住民及び水防活動に関わる人員の安全を最優先で確保する。

### 2 各主体の責務

#### (1) 市民の役割

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にする等して災害に備え、まずは自らの安全の確保を最優先とし、十分に安全が確保できたら自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

また、堤防その他の施設が決壊又は決壊のおそれのある箇所を発見したときは、国、県、市又は消防機関に直ちに連絡する。

#### (2) 市の役割

国、県等からの気象・防災情報等に基づき、住民への高齢者等避難発表、避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

水防管理者として水防活動を十分に果たすべき責務を有しており、津波が発生したときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは安全を確保した上で消防機関を準備又は出動させる。

#### (3) 国・県の役割

津波により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について水防警報を発表し、水防機関へ伝達する。

また、津波により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や状況等の防災情報の提供や、排水ポンプ車の配備、大型土のう等の設置、水防資機材の提供等の支援を行う。

3 業務の内容

(1) 水防警報及び水防情報提供の段階

種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告	津波警報等が発表されるなど必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき（※1）
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※1 津波遡上が水防団待機水位を超過した場合

(2) 消防団の非常配備

水防管理者が消防団に発する配備指令は、おおむね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者は状況把握するとともに、団員の安全を確保した上で、次の段階に入り得る態勢を整備する。	津波警報等が発表されるなど必要と認めるとき
出動	区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められるときは、当該河川・海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。	津波警報等が解除され、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- イ 水防情報周知河川について、水防情報が発せられた場合
- ウ 知事から緊急に配備指示があったとき

(3) 従事者等の安全確保

各施設の管理者及び水防管理者は状況を把握し、点検・巡視等の作業に従事する者や消防団員の安全を確保する。

水防作業を必要とするときは、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間や津波到達時刻を考慮して、従事者等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

(4) 浸水区域の警戒

津波の災害から市民の安全を守るため、準備、出動に当たっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

- ア 過去に洪水被害を生じた箇所
- イ 地形地質上の弱堤箇所
- ウ 土地利用上からの弱堤箇所

## 第2章 災害応急対策

### 第2節 水防活動計画

- エ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- オ 主要河川構造物の設置箇所

#### (5) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防吏員及び消防団員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (6) 決壊・越水の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係機関（所轄の国土交通省河川事務所長、地域振興局長、保線区長、警察署長）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

# 第6部 林野火災対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1章 災害予防



# 第1節 林野火災予防

【関係部局】 ○消防本部、農林水産部

【関係機関・関係者】 県(農林水産部、農地部)、中越森林管理署、森林組合

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3編 各災害に係る個別事項

第3部

第4部

第5部

第6部

## 1 計画の方針

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市及び県、林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火意識の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

## 2 各主体の責務及び業務の内容

### (1) 市及び国、県等の役割

#### ① 火災予防体制の整備

##### ア 森林環境の整備

市及び国、県、森林組合等林野関係機関は、次により火災の予防上必要な環境整備に努める。

##### (ア) 防火帯・防火林の整備

森林区画、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮した防火帯を設置するよう努める。また、固定防火帯と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。防火帯は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

##### (イ) 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

##### (ウ) 林道の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

##### (エ) 監視所等の設置

森林の管理者は、監視所の設置等林野内の監視体制の強化に努める。

#### イ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

##### (ア) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、市長の許可が必要となる。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

##### (イ) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する火気を使用する施設の管理者に対して、必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

## 第1章 災害予防

### 第1節 林野火災予防

(ウ) 市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

#### ウ 大火危険気象等に対する警戒

##### (ア) 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いの注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

##### (イ) 火災警報の発令と警戒

市長は、火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。また、市及び消防機関は、広報車等による巡回、広報を行うとともに県消防課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

## ② 防火意識の普及

市及び県、消防機関、森林管理署、林野関係機関は市民、林内作業者等に対し防火意識の普及を図る。

#### ア 市民に対する啓発

##### (ア) 広報宣伝の充実

林野火災防止運動を展開し、森林利用のマナー向上と定着を図る。

##### (イ) 学校教育による防火意識の普及

市教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図る。

#### イ 地元住民・林内作業者等に対する指導

##### (ア) 地域での指導・啓発

林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火意識の啓発を図る。

##### (イ) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

## ③ 消防体制等の整備・充実

市及び県、林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

#### ア 消防体制の確立

##### (ア) 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林野関係者は、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

##### (イ) 広域応援体制等の整備

市及び県、消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理

署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

イ 消防資機材の整備

市及び県、林野関係機関は、消火資機材の整備・充実を図る。

ウ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を事前に調査する。

エ 林野火災消防訓練の実施

市及び県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、訓練を実施するよう努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項



# 第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

# 第1節 林野火災応急対策

【関係災対部】 災対消防部、災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 関係警察署、中越森林管理署、森林組合

## 1 計画の方針

林野火災から自然環境と市民の生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、市及び消防機関、森林所有者・管理者、地域住民、県、その他関係機関等が連携して消火・救助活動に当たる。

## 2 業務の内容

### (1) 出火の発見・通報

#### ① 火災発見者の義務

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報するとともに、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

#### ② 消防本部の対応

通報を受けた場合、直に出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

消防団	・消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	・森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力 ・必要に応じ二次災害防止のための措置
県防災局	・消防防災ヘリコプターの緊急運航 ・消防機関に対し消防用用水確保のためのダム、ため池に関する情報提供 ・必要に応じ関東森林管理局等からの情報収集及び協力依頼
関係警察署	・必要に応じ、警察ヘリコプターによる情報収集消防車両の通行確保のための交通規制 ・森林等利用者の安全確保
市	・地域住民の安全確保・避難誘導 ・知事に対する自衛隊の派遣要請依頼

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

### (2) 消火・救出活動

#### ① 火災防御活動

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 林野火災応急対策

消防隊は、消防団、林野関係団体、事業者等とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。現地に出動した消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

#### イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

#### ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

#### ② 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

#### ③ 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長で協議して現地指揮本部長を定める。

### (3) 避難・誘導

#### ① 森林内の滞在者の退去

市、警察、消防等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の利用者及び作業員に退去するよう呼びかける。消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

#### ② 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

### (4) 広域応援等の要請

広域応援要請は、第2編第2章第17節「救急・救助活動」に定めるところによる。

### (5) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備え警戒に当たる。森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置実施に努める。